

越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について

西坂 靖

はじめに

- 一 小遣の規定
- 二 年褒美の規定
- 三 割銀
- 四 退職時に取得する銀額
おわりに

はじめに

本稿は、三井越後屋の京本店に奉公する手代が、奉公期間中に店から支給された小遣・年褒美・割銀について検討を加えたものである。

三井越後屋など一〇〇人をこえる奉公人を抱える巨大店舗は、近世巨大都市においても格別特異な小世界としてとら

第1表 京本店手代の標準昇進モデルと
退職銀支給額(19世紀前半)

退職年齢	年数	退職時職階	退職銀額
17歳	5年	初元一年目	銀 300匁
18	6	初元二年目	400
19	7	初元三年目	600
20	8	平 一年目	800
21	9	平 二年目	900
22	10	平 三年目	1,000
23	11	平 四年目	1,300
24	12	平 五年目	1,900
25	13	相談 役	2,300
26	14	筆 頭	2,400
27	15	上座一年目	4,400
28	16	上座二年目	4,500
29	17	上座三年目	5,500
30	18	役頭一年目	6,500
31	19	役頭二年目	7,000
32	20	役頭三年目	8,000
33	21	組頭一年目	12,000
34	22	組頭二年目	12,000
35	23	組頭三年目	13,700
36	24	支配一年目	16,500
37	25	支配二年目	18,900
38	26	支配三年目	20,000

出所) 西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』27号)第10-2表、第15-2表より作成。すなわち第10-2表より、手代については、12歳で入店、17歳で元服、27歳で上座、30歳で役頭、33歳で組頭、36歳で支配役に昇進するものとした。次に第15-2表より勤仕年数・職階に対応する退職銀を採った。勤仕19年・役頭2年目、勤仕20年・役頭3年目、勤仕24年・支配1年目については該当する事例がなかったため、それぞれ勤仕18年・役頭2年目、勤仕19年・役頭3年目、勤仕25年・支配1年目の数字を宛てた。銀額については、10匁の位で四捨五入した。

注) 本表は西坂が作成したモデルであり、斯様な表が実在したわけではない。

えることができるが、そこに住込んで働く店表奉公人(手代)について見れば、彼らは近世社会に共通な小経営を本位とする価値体系に包摂されていたと言える⁽¹⁾。すなわち彼らの奉公の究極的な目的は、独立した小経営者として商売をはじめるために必要な元手の取得にあった。その元手は主に退職時に店から支給されるもので、三井越後屋の場合有望性銀または合力銀とよばれる。退職銀の検討は、巨大店舗の店表の奉公人(手代)の奉公の意味を考える上で不可欠なものが、筆者はかつて、越後屋京本店の寛政一二年(一八〇〇)から天保一〇年(一八三九)までの入店者を対象にして、勤務年数・職階と退職銀(望性銀・合力銀・香箋の額)について検討をおこなった⁽²⁾。その結果から、住込み手代の勤仕年数・職階および退職銀の額については、第1表のような標準モデルを作成することができる。

しかしながらここで留意すべきは、住込み手代に支給されるのは退職時の退職銀だけではないことである。一般的に店表の手代は、台所の下男とは違って、労働力販売ではなく業務習熟を目的にするのが建て前であるため、奉公人請状には給銀が記されないのが普通である。³⁾けれども奉公の期間中にも小遣や褒美銀等の名称で幾許かの手当が支給され、これらも退職時に手にする元手の一分肢をなすことが知られている。したがって、住込み手代が退職時まで実際に取得する元手の額を検討するためには、これら奉公期間中の小遣・褒美銀等の検討もまた必要である。

『三井事業史』では、三井越後屋京本店における手代の小遣や褒美銀の支給について、享保期の京本店「永代帳」の記載をもとに次の様に記されている。⁴⁾

(1) 役頭、上座そのほか平手代の者には一か年限りの小遣いを支給する。

(2) その上、役人は三か年ごとに割銀を、平手代の者には年褒美を与える。

これらについて、支給の仕方(サイクル)に着目すれば、①毎年支給されるものとして、「小遣い」と「年褒美」、②三か年に一度役人(上座以上の名目役)に支給される「割銀」とに区別できよう。

しかしながら、右の具体的な額に関し『三井事業史』では十分に明らかにされていない。すなわち、小遣については元文四年(一七三九)の京上之店の事例、年褒美については、享保一五年(一七三〇)から一七年(一七三二)の江戸本店の事例が紹介されているのみであり、京本店の事例や一八世紀後半以降の実態については不明である。⁵⁾

さらにまた三井以外の近世の巨大商家についても、管見の限りでは、住込み手代に支給される諸手当についてのまったく研究や事例紹介は見られない。

そのため本稿では、住込み手代に支給される諸手当の概要について、三井越後屋の京本店を対象にして検討することにする。この問題は、先に述べたように、巨大店舗で働く奉公人の奉公の意味づけと密接に関わるものであり、その解

明は奉公人世界の事態を明らかにするために不可欠な作業であると言える。ここでは、具体的には、以下の二点を課題とする。

(1) 京本店に住込んで働く手代たちには、どれだけの小遣・年褒美・割銀が支給されることになっていたのか。それは一八世紀・一九世紀を通じてどのように変化したか。

(2) 退職銀(望性銀・合力銀)と併せて、実際には、京本店の手代たちは退職時にはどれだけの元手を手にすることができたのか。

(1) 西坂靖「大店の奉公人の世界」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門 III 人』東京大学出版会、一九九〇年)一五五―一五六ページ。

(2) 西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』二七号、一九九三年)。

(3) 牧英正『雇用の歴史』(弘文堂、一九七七年)一五〇ページ。

(4) 『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫、一九八〇年)二五五ページ。

(5) 同右二五五―二五六ページ。

(6) 京本店の住込み手代に支給される手当としては、本稿で検討する小遣・年褒美・割銀の他に、買付けのために地方に下る者への「役料」、店の諸役所の仕入帳役への「褒美」、書札方への「給銀」(以上、「役料小遣控 五番」三井文庫所蔵史料 本一五二六)、また「改勤帳」の成績良好者への褒賞(西坂靖「大店の奉公人の世界」一五四―一五五ページ)があるが、ここでは検討対象とはしない。

一 小遣の規定

京本店の住込み手代に毎年支給される手当の第一として、小遣を検討する。小遣については、手代一人一人について、毎年支給された小遣の額が記載されている「役料小遣控」という史料がある。⁽¹⁾

このうち「役料小遣控 五番」は、安永七年(一七八八)以降、寛政一〇年(一七九八)までの記録であるが、個々の手代についての記録部分に先立って、冒頭の八丁半に小遣に関する支給規定が記載されている。以下、本節では、この部分について検討を進める。

(1) 小遣切手

まず最初の部分には、「切手認様」すなわち小遣の手形の雛形が記されている。

切手認様 西ノ内八ツ切

小遣定 名字誰

一 銀イセ符帳ニ而 一ヶ年分

右之通遣過無之様遣合可申候、

尤遣残有之候ハ、預置可申候、又遣過ニ相成候ハ、手形帳へ印形可仕者也

何ノ正月

この部分からは、まず手代小遣について以下のことがわかる。

①小遣は切手の形(西ノ内紙で八ツ切の大きさ)で支給されること。

②「何ノ正月」「一ヶ年分」という文言に見られるように、小遣は毎年正月に一年分支給されること。

③「遣過無之様遣合可申候」とあるように、小遣は退職時まで遣わずに貯め置くものでなく、適宜遣われるべきものとして支給されていること。

④「遣過」すなわち定められた額以上の小遣の消費があつた場合は、手形帳につけられること。つまり店に対する手代の負債として、次の年へ引継がれること。

(2) 元文四年(一七三九)の規定

次にあるのが元文四年(一七三九)に制定された「覚」の部分であり、手代小遣について具体的に記載されている。まず最初に、元文四年(一七三九)の改定の事情が記されている。

覚

元文改元辰六月文字金銀御吹替已後諸色高直ニ成候故、当分役料イ割増小遣^(一)七割増ニ致置候、然るに段々諸色高直、扱手前商高も右ニ准シ加増申候ニ付、元文四未六月御定法之通、古銀高ニサ割増^(五)に致遣候処、則左之通

「年増^(五)諸色高直ニ相成候ニ付、高弥様へ御伺申上御憐心を以明和三戌秋季より組頭ノ初年より已下加増被仰渡候」

右から、元文元年(一七三六)の貨幣改鑄をきっかけにした物価騰貴に対応して、役料・小遣の増加がはかられ、「手前商高も右ニ准シ加増」すなわち越後屋の売上げ増加という営業成績の好調さに拠つて、元文四年(一七三九)六月に、以前の五割増しに改めたことがわかる。さらに朱書の後筆部分から、明和三年(一七六六)秋季に小遣の増加がはかられ

たことがわかる。これは物価の騰貴を理由に、当時の八郎右衛門である高弥(新町家三代)によって申渡されたもので、引上げの対象になったのは、組頭の初年より以下の職階の者たちであった(京本店の店表の職階については第1表参照)。右に引続いて、具体的な小遣の銀額の規定が記される。

支配人役料

初年(朱書、以下同) 「改」 二貫八百匁
イヅチ舟、

二年目 「改」 二貫九百五十匁
イヅウ舟サシ、

三年目 「改」 二貫百匁
セヅ舟、

四年目 「改」 二貫四百匁
セヅツ舟、

五年目 「改」 二貫七百匁
セヅエ舟、

六年目より八右五年目ニ七割之加増ニ而、幾年相勤候とも此割ニ相心得可申事

一 支配人並者支配役初年之役料を以幾年も相勤可申事

「右支配并組頭二年目より已上者下地之通也」

一 組頭役料

「改」 七百五十匁
エ舟サシ、二年目ト同様ニ成」

初年 「改」 六百五十匁
カ舟サシ、

二年目 「改」 五百五十匁
エ舟サシ、

三年目 「改」 九百匁
ウ舟、

四年目 「改」 二貫二百匁
イヅセ舟、

五年目

「改」

(二貫五百匁) イノサ舟、

六年目より者右五年目に七割之加増ニ而、幾年相勤候共此割ニ相心得可申事

「改ツ舟サシ、」
(四百五十匁)

一 役頭小遣建

マ舟マシ、
(三百三十匁)

「改マ舟サシ、」
(三百五十匁)

一 上座役同

七舟エシ、
(二百七十匁)

「改マ舟、」
(三百匁)

一 平筆頭

七舟シ、
(二百十匁)

「改セ舟エシ、」
(二百七十匁)

一 平次座

七舟、
(二百匁)

「改セ舟サシ、」
(二百五十匁)

一 同中輩

七舟マシ、
(二百三十匁)

舟ウシ、
(百九十匁)

「改セ舟シ、」
(二百十匁)

舟チシ、
(百八十匁)

一 番入之年

舟カシ、
(百六十匁)

元服より四年目也

「改舟ウシ、」
(百九十匁)

- 一 初元三年目 (百六十匁)
舟カシ、
- 一 初元二年ノ間 仕着施

但子供並之事故如此也、然者金銀者不申及錢杯も自分入用不時ニ出し不遣候、則三年目より小遣建申渡候事

(中略)

- 「支配本役通勤 三貫二百三十匁
- 支配格通勤 マメ七舟マシ、
三貫匁、
マメ、
- 組頭格通勤 二貫七百二十匁
- 但右者人柄ニより可申候 イメエ舟セシ、

右の史料のうち、「」内は朱書で、明和三年(一七六六)に改定された額が記されている。この元文四年(一七三九)の規定と明和三年(一七六六)の改定をまとめたのが第2―1表である。これには、参考までに元文四年(一七三九)改定以前の銀額(元文四年の額の三分の二)を算出して記した。

この史料・表に関して注目しておきたいのは、次の四点である。

- ①支給される銀額が、手代の職階ごとに予め細かく決められていること。職階が上がるにつれて銀額も増加する。
- ②支配人・組頭へは「役料」という名目で支給されること。支配人・組頭が別格の扱いをうけるのは、退職銀の名目が、役頭以下の手代の場合「合力銀」であるのに対し、支配人・組頭の場合「望性銀」と称されるのと同種の区分である。名目の違いのみならず銀額をみても役頭の小遣と、組頭初年の役料では二倍近くの差がある。

③平手代(「上座役」と「初元三年目」の中間)の区分が「筆頭」「次座」「中輩」「番入年」に分れていること。一九世紀の職階の名称(第1表参照)で言えば、「次座」は「相談役」、「中輩」は「平」に対応するものと考えられる。「番入年」

第 2-1 表 京本店手代の役料・小遣規定
(元文 4 年・明和 3 年改)

職 階	元文 4 改定以前	元文 4 年	明和 3 年
支配人 初 年	銀(1,200) 匁	銀 1,800 匁	銀 匁
支配人二年目	(1,300)	1,950	
支配人三年目	(1,200)	2,100	
支配人四年目	(1,600)	2,400	
支配人五年目	(1,800)	2,700	
支配人六年目	(2,160)	(3,240)	
支配人 並	(1,200)	1,800	
組頭 初 年	(433)	650	750
組頭二年目	(500)	750	
組頭三年目	(600)	900	
組頭四年目	(800)	1,200	
組頭五年目	(1,000)	1,500	
組頭六年目	(1,200)	(1,800)	
役 頭	(220)	330	450
上 座	(180)	270	350
平 筆 頭	(140)	210	300
平 次 座	(134)	200	270
平 中 輩	{ (127)	{ 190	{ 250
	(120)	180	230
番 入 年	(107)	160	210
初元三年目	(107)	160	190
初元初年二年		仕着施	
支配本役通勤			3,230
支配格通勤			3,000
組頭格通勤			1,720

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本 1526)。

注) 記載順は原史料の通り。()内は計算値。

は史料中の注記にあるように「元服より四年目」であり、初元三年目の一つ上、平手代の末端に位置づくものであろう。
④この規定には、職階の下限としては「初元二年ノ間」までが記載されているが、この「初元二年ノ間」は銀額の記載はなく、代わりに「仕着施」と記され、但し書きに「三年目より小遣建」と注記されていること。つまり「小遣建」として銀額が定まっている範囲は、支配役以下、初元三年目(元服後三年目)までであることがわかる。先に述べたように

「役料小遣控」の本体部分は、手代の一人一人について小遣の銀額が記されるのだが、そこに記載されるのは初元三年目以上である。初元二年間は史料の但し書きの文言によれば「子供並」であり、いわば子供と手代の過渡期として位置付けられていることがわかる。

ちなみに初元二年以下が「仕着施」で、それ以上がその替わりに「小遣」を支給されている点に着目すれば、小遣の性格については「仕着施相当分を賄うべき生活必要経費として支給されたもの」と理解することが可能である。

右に掲げた史料の末尾近くの(中略)の部分には、初元初年・二年と子供の小遣規定が別途掲載されているので、左に掲げておく。

子供小遣大概定

	初年春	凡舟、 (百匁)
一 初元仕着施とも	同 秋	凡エシ、 (七十匁)
	二年春	凡エシ、 (七十匁)
	同 秋	凡エシ、 (七十匁)
一角 前 髪	仕着施之外、	(十五匁)
	シサ、よりセシ、位	(二十匁)
一 丸額頭十人	同、	千匁 (十三匁)
	シ、よりシサ、位	(八匁)
一 同 八人	同、	千匁 (十三匁)
	チ、よりシマ、位	(六匁)
一 同次六人	同、	千匁 (十匁)
	カ、よりシ、位	(八匁)
一 同次六人	同、	千匁 (五匁)
	サ、よりチ、位	(八匁)

第 2-2 表 京本店初元二年間・子供の
小遣規定(元文 4 年改)

職 階	銀 額	(注 記)
初元初年春	凡 100 匁	(仕着施とも)
初年秋	凡 70 匁	(同 上)
二年春	凡 70 匁	(同 上)
二年秋	凡 70 匁	(同 上)
角 前 髪	15~20 匁位	(仕着施之外)
丸額頭十人	10~15 匁位	(同 上)
次八人	8~13 匁位	(同 上)
次六人	6~10 匁位	(同 上)
次六人	5~ 8 匁位	(同 上)
以下不残	3~ 5 匁位	(同 上)

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本 1526)。

注) 記載順は原史料の通り。

一 右已下不残 同、^(三匁)マ、^(五匁)よりサ、位

右子供之分仕着施之外也、尤大辻此定を以目録之節小遣帳可致吟味事、格外ニ遣過有之者者初元ならば御印ニ而可致指引候、子供者次之帳面江付出し、新帳ニ而入合候様可申付事

これをまとめたのが第 2-2 表である。とりあえず以下の二点に注目したい。

①支給の対象は、初元初年・二年、子供のうち最末端の「丸額」まで。初元は「仕着施とも」、子供(角前髪)、「丸額」は「仕着施之外」と違いはあるものの、いずれも仕着施を受けているものたちである。

②銀額の記載について見れば、初元初年・二年は、銀額に「凡」がついている。さらに子供についても「何匁より何匁位」というおよその範囲が記されている。これは、支配人・組頭などによる裁量の余地を示すものであろうか。初元三年目以上の者の規定と比較して注目される点である。

子供の小遣については不明の点が多いが、ここではとりあえず、同じ「小遣」とは言っても、初元三年目以上の「小遣建」とは別の、「仕着施」を受ける者たちを対象とする仕法建てとして運用されるものであったことを確認しておきたい。以下の検討においては、初元初年・二年、子供は省略することにする。

(3) 明和三年(一七六六)の規定

元文四年(一七三九)に引続く小遣の規定としては、「明和三年戊九月改」という年月付を持つ規定が、「役料小遣控五番」の巻末に掲載されている。明和三年(一七六六)に改定がなされたことは、すでに元文四年(一七三九)の規定への朱書の追記によって知られるが、ここではそれを改めてまとめておきたい。この史料の冒頭部分を示せば次の通り。

覚

惣手代役料小遣料元文四年末六月御改、古銀よりサ割増ニ被仰渡、^(五)當時明和三戌春季迄右之定ニ致来候処、近年諸物高直ニ成候ニ付御定之小遣料ニ而過兼候段八郎右衛門様被及聞召、御憐恵之上戌九月十日夜於店表惣中江臨時被仰渡戊秋ヨリより即左ニ相印候通に加増致遣候事

但

支配役者は迄之役料過分之儀故下地之通也

組頭役者は以右同断ニ候、但初年之処、御改有之二年目と同様ニ被成候也

役頭已下初元三年目迄御加増有之、初元二年目以下子供中仕着施之大概是迄之格也

右の史料は、明和三年(一七六六)の改定の事情と、改定の概要について述べたもの。先に述べたことの繰返しになるが、明和三年(一七六六)の改定は物価の騰貴を理由に、当時の八郎右衛門である高弥によって、九月一〇日夜に店惣中に申し渡されたもので、引上げの対象になったのは、組頭の初年、および役頭から初元三年目までの手代であり、初元二年目以下と子供はこれまでの通りとされた。この部分に引続く「一ケ年之定」をまとめたのが第3―1表、「初元大概定」「子供小遣大概定」をまとめたのが第3―2表である。第3―1表には第2―1表が対応し、第3―2表には第

第3-1表 京本店手代の役料・小遣規定
(明和3年・年不明改)

職 階	明和3年	年不明改定
宿持支配役通勤	銀3,230 匁	
支配役 初 年	1,800	
二年目	1,950	
三年目	2,100	
四年目	2,400	
五年目	2,700	
六年目	(3,240)	
支配格宿持通勤	3,000	
支 配 並	1,800	
組 頭 初 年	750	
二年目	750	
三年目	900	
四年目	1,200	
五年目	1,500	
六年目	(1,800)	
組頭格宿持通勤	1,720	
役 頭	450	
上 座	350	
平手代 筆 頭	300	銀240 匁
義 組	270	220
中 輩	250	210 平五年目
		200 平四年目
		200 平三年目
	230	190 平二年目
番 入 年	210	190
初 元 三年目	190	180
初 元 二年間	仕着施	

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本1526)。

注) 記載順は原史料の通り。()内は計算値。

2-2表が対応する。
 支配役以下、初元三年目までの支給規定である第3-1表は、史料にある年不明の改定の書込みもあわせて載せた。
 この年不明改定の平手代部分の記載から、明和三年(二七六六)の規定にある平手代の「中輩」が、「平五年目」「平四年目」「平三年目」「平二年目」に相当するということが明らかになる。
 ちなみに初元二年目以下、子供の規定である第3-2表と第2-2表は全く一致する。

第3-2表 京本店初元二年間・子供の
小遣規定(明和3年改)

職 階	銀 額	(注 記)
初元初年春	凡 100 匁	(仕着施とも)
初年秋	凡 70 匁	(同 上)
二年春	凡 70 匁	(同 上)
二年秋	凡 70 匁	(同 上)
角 前 髪	15~20 匁位	(仕着施之外)
丸額頭十人	10~15 匁位	(同 上)
次八人	8~13 匁位	(同 上)
次六人	6~10 匁位	(同 上)
次六人	5~ 8 匁位	(同 上)
以下不残	3~ 5 匁位	(同 上)

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本 1526)。

注) 記載順は原史料の通り。

第4表 京本店手代の小遣規定
(寛政2年・文化12年改)

職 階	寛政2年	文化12年
筆 頭	銀 240 匁	銀 300 匁
相 談 役	220	270
平 五年目	210	250
四年目	200	240
三年目	200	230
二年目	190	220
平入年	190	210
初元三年目	180	190

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本 1526)。

注) 記載順は原史料の通り。

(4) 寛政二年(一七九〇)の改定

続いて明和三年(一七六六)の改定に引続く小遣の改定について検討したい。まず、先の明和三年(一七六六)の規定に付記された年不明の改定の記述がいつのものかが問題になる。前々項で見た「役料小遣控 五番」の元文四年(一七三三)の「覚」の平手代部分に付された貼紙が解明の手がかりになる。次にそれを掲げる。

〔貼紙〕
小遣定

〔後筆〕
「文化十二亥春より改メ左之通

筆頭 (二百四十疋)
七舟ツシ、
マ舟、 (三百疋)

相談役 (二百七十疋)
七舟エシ、
七舟エシ、 (二百七十疋)

平五年目 (二百五十疋)
七舟シ、
七舟サシ、 (二百五十疋)

四年目 (二百四十疋)
七舟、
七舟ツシ、 (二百四十疋)

三年目 (二百三十疋)
七舟、
七舟マシ、 (二百三十疋)

式年目 (二百二十疋)
舟ウシ、
七舟七シ、 (二百二十疋)

平入年 (二百十疋)
舟ウシ、
七舟シ、 (二百十疋)

初元三年目 (百八十疋)
舟チシ、
舟ウシ、 (百九十疋)

二年目已下 御印斗
右之通寛政二年戊春より相改候也

右の貼紙に記された「小遣定」は、寛政二年（一七九〇）春に改定された平手代の小遣規定であり、さらに文化一二年（二八一五）春の改定が付記されている。

この「小遣定」の内容をまとめたのが第4表である。史料の末尾に記された初元「二年目已下」の「御印」とは褒美銀のことであるので、表には載せなかった。初元二年目已下が、三年目以上の手代たちと明確に区別されているのは、前項、前々項でみた通りである。

この第4表からは、以下の三点に注目しておきたい。

①第3—1表と引き合わせると、明和三年（一七六六）以後の年不詳の改定が、寛政二年（一七九〇）の改定と符合すること。

第5表 京本店支配役の役料規定

年数	享保9年	元文4年	年不明改定
初年	銀1,200匁	銀1,800匁	銀 匁
二年目	1,300	1,950	
三年目	1,400	2,100	
四年目	1,600	2,400	
五年目	1,800	2,700	
六年目	(2,160)	(3,240)	
支配格		1,800	1,650

出所 「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 続1165)。

注) ()内は計算値。

第6表 京本店組頭の役料規定

年数	享保9年	元文4年	明和3年	年不明改定
初年	銀430匁	銀650匁	銀750匁	銀 匁
二年目	500	750		
三年目	600	900		
四年目	800	1,200		
五年目	1,000	1,500		
六年目	(1,200)	(1,800)		
組頭格				650

出所 「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料 続1166)。

注) ()内は計算値。

すなわち寛政二年(一七九〇)の改定が、明和三年(一七六六)の改定に連続する改定であり、第3―1表と第4表は直接繋げることができることがわかる。この二つの表を比べると、平手代の小遣が、寛政二年(一七九〇)に減額され、それが文化一二年(一八一五)に復旧したことがわかる。

②改定の対象は、寛政二年(一七九〇)・文化一二年(一八一五)とも、筆頭から初元三年目までであり、上座以上には変化がなかったものと見られること。

第7表 京本店手代の役料・小遣規定の変化

職 階	享保9年	元文4改定以前	元文4年	明和3年	寛政2年	文化12年			
初元三年目	—	(107)	↑ 160	↑ 190	↓ 180	↑ 190			
平 入 年	—	(107)	↑ 160	↑ 210	↓ 190	↑ 210			
平 二年目	}	}	}	}	↓ 190	↑ 220			
平 三年目					(120)	↑ 180	↑ 230	↓ 200	↑ 230
平 四年目					(127)	↑ 190	↑ 250	↓ 200	↑ 240
平 五年目								↓ 210	↑ 250
相 談 役	—	(134)	↑ 200	↑ 270	↓ 220	↑ 270			
筆 頭	—	(140)	↑ 210	↑ 300	↓ 240	↑ 300			
上 座	—	(180)	↑ 270	↑ 350	350	350			
役 頭	—	(220)	↑ 330	↑ 450	450	450			
組頭初年	430	(433)	↑ 650	↑ 750	750	750			
組頭二年目	500	(500)	↑ 750	750	750	750			
組頭三年目	600	(600)	↑ 900	900	900	900			
組頭四年目	800	(800)	↑ 1,200	1,200	1,200	1,200			
組頭五年目	1,000	(1,000)	↑ 1,500	1,500	1,500	1,500			
組頭六年目	(1,200)	(1,200)	(↑ 1,800)	(1,800)	(1,800)	(1,800)			
支配人初年	1,200	(1,200)	↑ 1,800	1,800	1,800	1,800			
支配人二年目	1,300	(1,300)	↑ 1,950	1,950	1,950	1,950			
支配人三年目	1,400	(1,400)	↑ 2,100	2,100	2,100	2,100			
支配人四年目	1,600	(1,600)	↑ 2,400	2,400	2,400	2,400			
支配人五年目	1,800	(1,800)	↑ 2,700	2,700	2,700	2,700			
支配人六年目	(2,160)	(2,160)	(↑ 3,240)	(3,240)	(3,240)	(3,240)			
支配本役通勤	—	—	—	3,230	3,230	3,230			

出所) 第2-1表～第6表。

注) 単位は銀匁。()内は計算値。—は不明。

↑は増額、↓は減額となったことを示す。

第8表 京本店手代の標準昇進モデルと
小遣・役料支給額(文化12年)

年齢	年数	職 階	小遣・役料
19歳	7年	初元三年目	銀 190 匁
20	8	平 一年目	210
21	9	平 二年目	220
22	10	平 三年目	230
23	11	平 四年目	240
24	12	平 五年目	250
25	13	相 談 役	270
26	14	筆 頭	300
27	15	上座一年目	350
28	16	上座二年目	350
29	17	上座三年目	350
30	18	役頭一年目	450
31	19	役頭二年目	450
32	20	役頭三年目	450
33	21	組頭一年目	750
34	22	組頭二年目	750
35	23	組頭三年目	900
36	24	支配一年目	1,800
37	25	支配二年目	1,950
38	26	支配三年目	2,100

出所) 第1表、第7表から作成。

③第3—1表の平手代部分と比較すると、第4表の「相談役」が「義組」に、「平入年」が「番入年」に対応するものと考えられること。

(5) 享保九年(一七二四)の役料規定

このほか支配役・組頭の役料については、享保九年(一七二四)に制定された「支配人承記」・「組頭役承記」に規定がある。それをまとめたのが第5表、第6表である。「支配人承記」・「組頭役承記」は、新たに支配役・組頭に就任した者に対する申渡書であり、新就任者の請印が明治初年まで継続して押されていることから、明治初年まで実際に用いられていたことがわかる。この間の、支配役の役料の改定に関する追記は元文四年(一七三九)の一度のみ、組頭の役料の

改定は元文四年（一七三九）と明和三年（一七六六）のみで、それ以降、明治初年までは変化がなかったものとみられる。⁴

支配役・組頭の役料制度については、右の「支配人承記」・「組頭役承記」の存在から、享保九年（一七二四）に制度化されたものが引継がれたとみられるが、役頭以下の小遣についてはどうだろうか。元禄八年（二六九五）の「家内式法帳」には「惣手代并子共小遣定別紙書付之通向後相心得可申候⁵」とあり、小遣の制度が古くから存在したことが窺えるが、「別紙書付」が未詳であり、具体的などころはよくわからない。しかしながら、手代一人一人の小遣の差引勘定を記した「家内手形帳⁶」の記載が享保九年（一七二四）秋季に開始されていることに着目することにより、役頭以下の小遣についても、支配役・組頭の役料と同様に、享保九年（一七二四）を最終的な画期として制度が確立されたのではないかと考えておきたい。

以上、第2―1表から第6表までの諸表により、初元三年目から支配までの手代について、支給規定の変化をまとめたのが第7表である。この表からは、手代の小遣は、常に増加しているのではなく、寛政二年（一七九〇）に、初元三年目から平手代の筆頭までについて減額措置がとられたことが注目される。この点については年褒美と関連するので、次節で改めて述べたい。

住込み手代の標準的な昇進モデルに対応する小遣の銀額については、第7表と第1表を組み合わせることにより、第8表のような表を作成することができる。

第8表から注目されるのは、小遣の銀額は、平手代の段階では年に銀一〇匁程度の上昇だが、次第に上昇額が大きくなり、役頭から組頭に昇進する段階、すなわち名目が小遣から役料に替わる段階で急上昇することである。これはさらに支配役に昇進する段階で倍増する。役料・小遣の上昇のカーブが、名目役を昇進するにつれて急になっていることは、

第1表に示した退職銀の上昇のしかたと共通するものと言える。退職銀の額が急カーブで上昇することの意味については、営業面での重要性を増す一方で住込みの境遇からの脱却欲求を強める手代たちを引きとめる手だての一つと評価したが、⁽⁷⁾小遣・役料の増額についても同様な事情であると考えられる。

- (1) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本一五二二)。
- (2) 「支配人承記」(三井文庫所蔵史料 続一一六五)。
- (3) 「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料 続一一六六)。
- (4) 支配格、組頭格については、年不明の改定の書き込みがある。
- (5) 「家内式法帳」(三井文庫所蔵史料 本九四九、『三井事業史 資料篇一』六九ページ)。
- (6) 「家内手形帳」(三井文庫所蔵史料 本一四四〇)。
- (7) 西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』二七号)五一ページ。

二 年褒美の規定

次に、京本店の住込み手代に毎年支給される手当の第二として年褒美銀について検討する。「総手代年数歳々御褒美控⁽¹⁾」という史料には、手代・子供一人一人について支給された年褒美の銀額が記録されている。これは、先にみた小遣・役料の制度における「役料小遣控」と同様な機能を果たす。また先に小遣・役料の制度の確立を享保九年(一七二四)のことと推測したが、⁽²⁾現存する「総手代年数歳々御褒美控」も享保九年(一七二四)から始まっており、この点を考

慮すれば、年褒美も小遣とセットになって制度が確立されたものではないかと考えられる。

このうちの第四冊目の「総手代年数歳々御褒美留³」は、天明四年（一七八四）以降を対象にした記録であるが、個々の手代・子供についての記録部分に先立って、冒頭の二丁に年褒美に関する仕法書が記載されている。まず、この部分から検討を始めたい。

(1) 年褒美切手

まず最初の部分には、「切手案詞」すなわち年褒美の切手の手形の雛形が記されている。これは先にみた「役料小遣控」の「切手認様」に対応する。

歳褒美切手案詞

覚

一 銀何程 何年褒美

但シ銀目伊勢符帳也

右之通申渡候、祝納可被申候

尤無扱入用之儀候ハ、支配人江相願請取可申候、以上

何ノ月日

この部分からは、手代の年褒美について、以下のことがわかる。

①小遣同様、切手の形で支給されること。

②「祝納」という言葉から、一種の祝儀として性格付けられること。先に小遣について「仕着施」相当の生活必要経費

の支給として理解できると述べたが、これとの相違が認められる。

③「無扱入用之儀候ハ、支配人江相願請取可申候」とあるように、年褒美は小遣のように引出して遣うものではないこと。したがって小遣のように「遣過」という事態は想定されていないこと。

ちなみに正徳五年(一七一五)七月の「覚」には、褒美銀について、「右褒美之儀八年々積置、首尾好宿入為致候節、元手銀之外ニ相添遣シ相続のたそくニ成候様、又者相勤罷在候内、親元など不如意ニ而無扱合力等致度節、右褒美之内を相願遣シ、すなわち、退職の際に元手銀に加えて支給されるものであること、また勤務期間中でも親元が困窮の場合なら支給されるものであることが記されている。⁽⁴⁾

(2) 宝暦七年(一七五七)の規定

右に続いて記されているのが、宝暦七年(一七五七)に改められた規定を記した「褒美定」の部分であり、手代の年褒美について具体的に定められている。

褒美定

	(朱世、以下同)		
	「改」	「改」	
初年目	江敬佐、 <small>(四十五匁)</small>	二 年目	留敬、 <small>(六十匁)</small>
	「改」		「改」
三年目	所敬、 <small>(八十匁)</small>	四年目	於敬、 <small>(九十匁)</small>
	「改」		「改」
五年目	戒敬、 <small>(九十五匁)</small>	六年目	任、 <small>(百匁)</small>

「改所敬佐、」
(七十五匁)

「改於敬、」
(八十匁)

七年目

伍敬、
(百十匁)

八年目

伍野敬、
(百二十匁)

「相談役」改戒敬、」
(九十匁)

「筆頭」改任敬、」
(百十匁)

「但シ筆頭二年目ハ任サ、」
(百五匁)

九年目

伍江敬、
(百四十匁)

十年目

任留敬、
(百六十匁)

「改任佐敬佐、」
(百五十五匁)

上座入年

野伍、
(二百匁)

「右朱書之通寛政二年戊春より相談之上相改候也」

右之通宝曆七年丑春相談之上相改候也

宝曆七年(一七五七)の規定を、追記の寛政二年(一七九〇)の改定と併せて表にまとめたのが、第9表である。銀額の多寡から見れば、支給範囲の下限は「初年目」、上限は「上座入年」(上座役に就任した年)となる。この「初年目」とは何かが問題となるが、それについては後で述べたい。

(3) 文化二二年(一八一五)の改定

このほか年褒美銀に関する規定としては、先に見た「役料小遣控 五番⁽⁵⁾」に文化二二年(一八一五)改めの規定が掲載されている。これには、文化二二年(一八一五)の他に「太古」および寛政二年(一七九〇)の年褒美の額が記されており、これらをまとめたのが第10表である。これによれば、支給範囲の下限は「角前髪」、上限は「新上座入」となる。

第10表と第9表を、寛政二年(一七九〇)の銀額に着目して見くらべれば、第9表の「初年目」とは「初元初年目」であることがわかる。ちなみに第9表、第10表での「初年目」から「十年目」までの年数は元服後の年数を示すものと解

第9表 京本店手代の年褒美規定
(宝暦7年・寛政2年改)

職階	宝暦7年	寛政2年
初年目	銀 45 匁	銀 45 匁
二年目	60	50
三年目	70	55
四年目	80	60
五年目	90	65
六年目	100	70
七年目	110	75
八年目	120	80
九年目	140	90
十年目	160	110
上座入年	200	155

出所) 「総手代年数歳々御褒美留」
(三井文庫所蔵史料 本 1545)。

注) 記載順は原史料の通り。

第10表 京本店手代の年褒美規定
(寛政2年・文化12年改)

職階	「大古」	寛政2年	文化12年
角前髪	銀 21.5 匁	銀 21.5 匁	銀 21.5 匁
初元初年目	45	45	45
初元二年目	60	50	55
初元三年目	70	55	60
平 四年目	80	60	70
平 五年目	90	65	80
平 六年目	100	70	90
平 七年目	110	75	100
平 八年目	120	80	110
平 九年目	140	90	130
平筆頭、十年目	160	110	150
新上座入	200	155	180

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本 1526)。

注) 原史料における記載順は「新上座入」が最初で「角前髪」が最後になっている。

せる。第10表の「初元三年目」の次は「平 四年目」(元服後四年目の平)になっているが、これは手代小遣を示した第7表では「平入年」に相当する。同様に第10表の「平 五年目」(元服後五年目の平)から「平 八年目」(元服後八年目の平)までは、第7表の「平二年目」から「平五年目」までに相応するものと考えてよいであろう。すなわち年褒美も小遣と同様に、職階ごとに銀額が予め決定されているのである。実際に「総手代年数歳々御褒美留」の個人別記録を

第11表 京本店手代の年褒美規定

職 階	宝暦7年	寛政2年	文化12年
角前髪	銀 21.5 匁	銀 21.5 匁	銀 21.5 匁
初年目 (初元初年目)	45	45	45
二年目 (初元二年目)	60	↓ 50	↑ 55
三年目 (初元三年目)	70	↓ 55	↑ 60
四年目 (平入年)	80	↓ 60	↑ 70
五年目 (平二年目)	90	↓ 65	↑ 80
六年目 (平三年目)	100	↓ 70	↑ 90
七年目 (平四年目)	110	↓ 75	↑ 100
八年目 (平五年目)	120	↓ 80	↑ 110
九年目、平相談役	140	↓ 90	↑ 130
十年目、平筆頭	160	↓ 110	↑ 150
新上座入	200	↓ 155	↑ 180

出所) 第8表・第9表。

注) ↑は増額、↓は減額となったことを示す。

見ても、同一職階ならば甲乙なく同額の年褒美をうけていることがわかる。年褒美には手代・子供の働き具合が反映されてきているようすは見られない。

次に、第10表の「太古」とはいつかが問題となるが、第9表と対照すれば、宝暦七年(一七五七)であることがわかる。

第12表 京本店手代の標準昇進モデルと年褒美支給額(文化12年)

年齢	年数	職 階	年褒美
17歳	5年	初元一年目	銀 45 匁
18	6	初元二年目	55
19	7	初元三年目	60
20	8	平 一年目	70
21	9	平 二年目	80
22	10	平 三年目	90
23	11	平 四年目	100
24	12	平 五年目	110
25	13	相 談 役	130
26	14	筆 頭	150
27	15	上座一年目	180

出所) 第1表、第10表から作成。

つまり年褒美の規定は、宝暦七年(一七五七)、寛政二年(一七九〇)、文化一二年(一八一五)に改定されている。

このうち寛政二年(一七九〇)、文化一二年(一八一五)の改定の事情については、文化一二年(一八一五)に年褒美を引上げる際の史料に、次の様に記されている。⁷⁾

一 此度年褒美改遣之義者、江戸三店安永之御仕分後ニ相減改り在之、其後京都大變後ニ寛政二年之頃より又々相減し改り在之候、京本店上之店迎も京都大後寛政二年より年褒美并小遣建共減し方相改り在之候へ共、役人已上支配人迄役料者格別思召を以前々之通申渡在之候、尤右寛政之比より近年迄大坂江戸店々焼失ニ而慎事相重り候付、無扨相談延引及申候、最初御慎相満子別宅役料迎も御建之通被下置候ニ付相談之上相改申渡し候処左之通

江戸本店

宝暦之比之定より此度改^(一)イ割落

但セ舟^(二百)、之処、舟チシ^(百八十)、ニ成ル

同向店芝口店

右本店古建よりマ割落^(二百)

但セ舟^(百四十)、舟ツシ^(百四十)、ニ成ル

京本店上之店

安永之頃迄之建より江戸ニ順し^(二)イ割落^(二)

小遣建前々相改り在之候通ニ相改遣候事

大坂店者前年年号之節相改り不申、前々之通申渡し在之候ニ付不及改候事

右之通り之事

文化十二年亥正月

この史料から注目されるのは、以下の諸点である。

①文化一二年(一八一五)の改定は、京本店のみならず江戸三店(江戸本店・同向店・同芝口店)・京上之店においても同

時に行なわれたこと(大坂店は改定なし)。

②寛政二年(一七九〇)、江戸三店と同様に京本店・上之店の年褒美・小遣が減額されたのは、天明八年(一七八八)の京都の大火をきっかけにしていること。この大火は、京都の諸店の焼失などで越後屋に大きな打撃を与えたものだった。

③文化一二年(一八一五)の改定により、京本店の年褒美は、江戸に準じて、安永の頃までの規定の九割(イ割落)^(二)までに引上げられたが、引下げ以前の額までは戻らなかったこと。これに対し小遣は「前々相改り在之候通ニ相改」すなわち引下げ以前の額に戻された。これは第10表および第7表からも確認できる。

以上、第9表と第10表をまとめたのが第11表である。

第11表と第1表を組み合わせることにより、住込み手代の標準的な昇進モデルに対応する年褒美の額について、第12表のような表を作成することができる。これを手代小遣について示した第8表と比較してみよう。同一職階の銀額を対照して見た場合、年褒美の額は、小遣より少ないことがわかる。また年褒美の上昇額は、年一〇匁程度で、これは平手代小遣の上昇額と同程度である。⁽⁸⁾

(1) 「総手代年数歳々御褒美控」(三井文庫所蔵史料 本一五四一―一五四五、別一二二)。

(2) 「総手代年数歳々御褒美控」(三井文庫所蔵史料 本一五四二)の記載は享保九年(一七二四)から始まるが、「御ほうひ前残」等の記述がみられ、年褒美の制度自体は、それ以前からあったことがわかる。また「京本店惣手代御褒美渡控」(三井文庫所蔵史料 別一一九二)の記載は享保三年(一七二八)から始まっている。ちなみに正徳五年(一七一五)七月の「覚」には、小遣と並んで年褒美についての記載がある(「元方御触状留」三井文庫所蔵史料 本九五九)。

(3) 「総手代年数歳々御褒美留」(三井文庫所蔵史料 本一五四五)。

第13表 京本店手代の合力銀額の時期変化
(勤務9年・平の場合)

退職年次	手代名前	年数	職階	種類	銀 額
宝暦6年(1756)	岡本十次郎	9年	平	合力	金20両
宝暦12年(1762)	船木 富吉	9	平	合力	金20両
明和元年(1764)	黒田藤四郎	9	平	合力	1,500匁
明和4年(1767)	西村忠次郎	9	平	合力	1,075匁
明和6年(1769)	野呂 万助	9	平	香奠	1,000匁
明和8年(1771)	鈴木伝三郎	9	平	合力	1,075匁
明和8年(1771)	清水 弥七	9	平	合力	516匁
安永4年(1775)	林 金七	9	平	合力	金15両
享和4年(1804)	大久保伊助	9	平	合力	860匁
文化3年(1806)	藤原 弥七	9	平	合力	860匁
文化6年(1809)	宇田清三郎	9	平	合力	860匁
文化7年(1810)	川勝 源七	9	平	合力	860匁
文化9年(1812)	柴田庄三郎	9	平	合力	860匁
文化11年(1814)	須藤善四郎	9	平	合力	860匁
文政7年(1824)	森地 直七	9	平	香奠	860匁
文政7年(1824)	村田 彦七	9	平	香奠	860匁
文政11年(1828)	奥田喜三郎	9	平	合力	900匁
文政11年(1828)	平井平次郎	9	平	合力	800匁
文政12年(1829)	北川半三郎	9	平	合力	860匁
天保6年(1835)	片岡利三郎	9	平	合力	800匁
天保8年(1837)	西川久次郎	9	平	合力	860匁
嘉永元年(1848)	坂口 平七	9	平	合力	900匁
安政4年(1857)	有賀駒治郎	9	平	合力	860匁
安政7年(1860)	上田幾三郎	9	平	合力	800匁
慶応元年(1865)	井上忠次郎	9	平	合力	800匁
慶応3年(1867)	山下政次郎	9	平	合力	860匁
明治4年(1871)	辻 久三郎	9	平	合力	850匁

出所) 「手代元手申渡之控 弐」(三井文庫所蔵史料 本1003)。

「手代元手申渡控 三」(三井文庫所蔵史料 別1651)。

- (4) 「元方御触状留」(三井文庫所蔵史料 本九五九)。
 (5) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本一五二六)。
 (6) 「総手代年数歳々御褒美留」(三井文庫所蔵史料 本一五四五)。
 (7) 「役料年褒美等改正申渡草案」(三井文庫所蔵史料 本一五〇〇—一五)。

(8) 小遣・年褒美については、寛政二年から文化二二年までの落込みが見られるが、肝心の退職銀の方はどうであろうか。退職銀の動向についてみておきたい。第13表は、「手代元手申渡之控 弐」(三井文庫所蔵史料 本一〇〇三)、「手代元手申渡控 三」(三井文庫所蔵史料 別一六五二)から、京本店を勤仕九年・平で退職した手代に対する退職銀(合力銀・香奠)支給の事例を抽出してまとめたものである。退職銀の額については、漸減傾向にあることがわかるが、小遣・年褒美と同一の動きを見て取ることはできない。

三 割 銀

(1) 京本店名目役手代の歩数

以下では、三か年ごとの割銀について検討する。

本店一卷では、三年ごとの大勘定の際に、上座役より上の名目役手代を対象に、店の利益金の分配を行なった。これが割銀である。⁽¹⁾ここでは、上座から支配までの、住込みの名目役手代に与えられる割銀の額について検討を加えることにする。

まず述べておかなければならないのは、割銀の額は、毎回定まった額ではないことである。その理由は、第一に、割銀の原資の額は三年間の営業成績の良し悪しによって変動すること。⁽²⁾第二に、分母にあたる全体の歩数も一定ではなく、名目役の人数の変化によって変化することによる。

これらの理由により、割銀は額としては一定していない。しかし職階ごとの歩数は定まっている。同一職階に位置づけられている手代であれば、甲乙なく同額の割銀が与えられる仕組みになっているのである。

第15表 京本店名目役手代の役職歴と歩数
(19世紀初頭)

3カ年の役職歴	歩数
支配3年	9.5
組頭1年、支配2年	8.334
組頭2年、支配1年	7.167
組頭3年	6
役頭1年、組頭2年	5.333
役頭2年、組頭1年	4.666
役頭3年	4
上座1年、役頭2年	3.5
上座2年、役頭1年	3.001
上座3年	2.5
(平1年)、上座2年	1.668
(平2年)、上座1年	0.834

出所) 「三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料 本2039-3、6、8)。

第14表 京本店名目役手代の歩数規定
(享保16年)

職階	歩数
元ノ役	凡45歩
加判名代	凡30歩
元方掛名代	凡25歩
勘定名代	凡21歩半
名代	凡18歩
後見役	凡13歩
宿持支配人	凡11歩
店支配人	凡9歩半
支配人並	凡7歩半
組頭役	凡6歩
役頭	凡4歩
上座	凡2歩半

出所) 「名目役歩株規矩録」(『三井事業史 資料篇一』資料31)より作成。

第14表は、享保一六年(一七三二)に制定された本店一巻の「名目役歩株規矩録」³⁾から京本店関係の名目役の歩数を抽出し、まとめたものである。住込み手代についてみると、上座二・五歩、役頭四歩、組頭六歩、支配九・五歩となる。

ここで問題になるのは、三か年という期間中に、手代が同じ役柄にとどまっているとは限らないことである。むしろ昇進によって、上座は役頭へ、役頭は組頭へ、組頭は支配へと役柄が代わるケースのほうが多いだろう。こういった場合にはどう処理されているのか。

一九世紀初頭の割銀の記録から、住込み手代の歩数についてまとめたのが第15表である。三か年の期間中ににおける役職在任年数に応じて歩数が決められている。ちなみに第15表の上座三年、役頭三年、組頭三年、支配三年の歩数が、それぞれ第14表の上座、役頭、組頭役、店支配人の歩数に対応する。すなわち基本となる歩数は、享保一六年(一七三二)以来、基本的に変化のないことが窺える。

第16表 京本店名目役手代の割銀（寛政12年～享和2年分）

名前 (三カ年役職歴)	歩数	本坪分	別合力	合計
上島七郎兵衛 (元ノ3年)	62	銀 24,800 匁	銀 4,960 匁	銀 29,760 匁
中塚徳次郎 (元方1.5年、加判1.5年)	30	12,000	2,400	14,400
橋井利兵衛 (勘定1.5年、元方1.5年)	23.25	9,300	1,860	11,160
家城 藤吉 (後見1.5年、上之店名代1.5年)	13.082	5,233	1,047	6,280
中西 宗助 (支配2年、後見格1年)	10.667	4,267	853	5,120
泉 新九郎 (支配3年)	9.5	3,800	760	4,560
佐々木与三右衛門 (支配3年)	9.5	3,800	760	4,560
藤田清右衛門 (組頭1年、支配2年)	8.334	3,334	666	4,000
土方次兵衛 (組頭2年、支配1年)	7.167	2,867	573	3,440
筒井金兵衛 (組頭3年)	6	2,400	480	2,880
伊藤 嘉助 (役頭1年、組頭2年)	5.333	2,133	427	2,560
横江文次郎 (役頭1年、組頭2年)	5.333	2,133	427	2,560
小林彦太郎 (役頭2年、組頭1年)	4.666	1,866	374	2,240
山下嘉十郎 (役頭2年、組頭1年)	4.666	1,866	374	2,240
竹腰三右衛門 (役頭2年、組頭1年)	4.666	1,866	374	2,240
岡本 伝七 (役頭3年)	4	1,600	320	1,920
能瀬五郎兵衛 (役頭3年)	4	1,600	320	1,920
上坂弥三郎 (上座1年、役頭2年)	3.5	1,400	280	1,680
南 善五郎 (上座2年、役頭1年)	3.001	1,200	240	1,440
中林五兵衛 (上座2年、役頭1年)	3.001	1,200	240	1,440
小椋忠右衛門 (上座3年)	2.5	1,000	200	1,200
安田久右衛門 (上座2年)	1.668	667	133	800
辰巳与三郎 (上座2年)	1.668	667	133	800
奥村作兵衛 (上座1年)	0.834	335	65	400
長谷川久四郎 (上座1年)	0.834	335	65	400
古沢平五郎 (上座1年)	0.834	335	65	400
合計				110,400

出所) 「申酉戌三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料 本 2039-8)。

第 17 表 京本店名目役手代の割銀銀額の変遷
(1 歩あたり銀額)

期 間	本 坪	別合力	合 計
享保13～享保15	銀 414.2 匁	銀 匁	銀 414.2 匁
享保16～享保18	486.1		486.1
享保19～元文元	590		590
元文 2～元文 4	630		630
元文 5～寛保 2	614.8		614.8
寛保 3～延享 2	709.5		709.5
延享 3～寛延元	733.6		733.6
寛延 2～宝暦元	425.88	189.48	615.36
宝暦 2～宝暦 4	391	210	601
宝暦 5～宝暦 7	480	124	604
宝暦 8～宝暦10	368	126	494
宝暦11～宝暦13	539.3		539.3
明和元～明和 3	285	93	378
明和 4～明和 6	420		420
明和 7～安永元	470		470
安永 2～安永 4	320		320
安永 5～安永 7	400		400
安永 8～天明元	350	90	440
天明 2～天明 4	350	90	440
天明 5～天明 7	370	70	440
天明 8～寛政 2	350		350
寛政 3～寛政 5	360	90	450
寛政 6～寛政 8	410	90	500
寛政 9～寛政11	420	100	520
寛政12～享和 2	400	80	480
享和 3～文化 2	300	40	340
文化 3～文化 5	430	50	480
文化 6～文化 8	480		480
文化 9～文化11	510		510
文化12～文化14	470		470
文政元～文政 3	440	30	470
文政 4～文政 6	480		480
文政 7～文政 9	450		450
文政10～文政12	450		450
天保元～天保 3	450		450
天保 4～天保 6	370	60	430
天保 7～天保 9	390	40	430
天保10～天保12	400		400
天保13～弘化元	250		250
弘化 2～弘化 4	300		300
嘉永元～嘉永 3	220		220
嘉永 4～嘉永 6	220		220
安政元～安政 3	300		300
安政 4～安政 6	330		330
万延元～文久 2	430		430
文久 3～慶応元	500		500
慶応 2～明治元	500		500

出所) 享保 13 年～宝暦元年は「三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料別 690、別 686、別 689、本 2134)、それ以降は「割銀并歩数控」(三井文庫所蔵史料 本 909)。

注) 京本店支配以下手代に適用される銀額を採った。

(2) 割銀の額とその変化

それでは、実際にどれくらい額が、割銀として支給されたのか。これはすなわち、一步当たりの銀額に各人の役職の歩数を掛けた額になる。

例えば、寛政一二年(一八〇〇)から享和二年(一八〇二)の期間についてみれば、本店一巻の割銀の総額は、銀五一六

貫四五匁八分。これから「頭イ割退銀建」「諸社御初穂」「御手箆筒」「中西内積」が差引かれ、残りが四四二貫九四一匁八分。これを本店一卷の総歩数八五九・〇八七八で割ると、一步あたり銀五一五匁六分になる。この数字を基礎として「本坪」銀四八〇匁、さらに「別御合力」八〇匁という銀額が設定される。これに手代各人の歩数を掛けることにより、各自の割銀額が算出される。この期の京本店の名目役手代各人の割銀の銀額についてまとめたのが第16表である。元々の二九貫七六〇匁には遠く及ばないが、支配三年で銀四貫五六〇匁、組頭三年で二貫八八〇匁、役頭三年で一貫九二〇匁、上座三年で一貫二〇〇匁が与えられることになる。⁽⁵⁾

ちなみに第17表は、京本店手代の割銀一步あたりの銀額の変化を示したものである。⁽⁶⁾享保一三年(一七一八)以降についてみれば、延享三年(一七四六)から寛延元年(一七四八)の期間がピークで、一步あたり銀七三三匁六分になっていることがわかる。これは当然ながら三年勘定の大録延銀・割銀総額の推移に対応する。⁽⁷⁾

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫、一九八〇年)二五六―二五八ページ。
- (2) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)三三三ページによれば、三年の間に本店一卷に留保された純利益金のほぼ一五パーセント前後が名目役手代に分配される割銀の原資になる。
- (3) 「名目役歩株規矩録」(『三井事業史 資料篇一』一九七三年、資料31)。
- (4) 「申酉戌三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料 本二〇三九―八)。
- (5) 三カ年の期間中に退職した場合には「割銀先渡し」という名目で割銀の支給にあずかることができる。寛政二年(一八〇〇)から享和二年(一八〇二)の期間についてみれば、①寛政一三年(一八〇二)正月に支配四年で退職した山田茂助に銀一貫一五三匁、②享和元年(一八〇二)七月に役頭三年で退職した大員儀兵衛に銀一貫五六〇匁、③享和二年(一八〇二)十一月に上座三年で死亡した原田三郎兵衛に銀一貫〇四〇匁、という事例が見られる。

- (6) 本店一巻の各店の格や成績により、一步当たりの銀額は、店によって差が出る。
(7) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』第3―17表、第3―19表参照。

四 退職時に取得する銀額

(1) 退職時までに取得する総銀額の推計試算

もし仮に、京本店の住込手代が小遣・年褒美・割銀を遣わず貯めておいた場合、退職銀(合力銀・望性銀)と併せて、退職時にはどれだけの額になるだろうか。この問題を考える手がかりとして、第8表・第12表を第1表と併せて推計試算したのが、第18表である。この試算表は、店表奉公人の勤仕年数に応じた、謂わば「生涯賃銀」のモデルのようなものである。いくつかの仮定を積み重ねており、決して厳密なものではないが、おおよその目安にはなると考える。

このうち小遣(B)・年褒美(C)の累積額を加えた額(B+C)に着目すれば、平二年目以降平筆頭までは、退職銀の額を上回る。上座以上についても割銀(D)を加えれば退職銀相当の額になっている。これはかなりの額であると言えよう。しかしながらこれは謂わば皮算用に過ぎない。実際にはどうだったか検討してみよう。

(2) 礼証文からみる実際の退職時取得額

奉公人生活の決算を示すものとして、礼証文または礼手形と呼ばれる史料がある。これは、退職に際して店に差し出され、これによって小遣・年褒美を含めて精算が行なわれる。⁽¹⁾ここでは、この礼証文を検討の素材として、手代の退職時の取得銀額を検討する。

第18表 京本店手代の標準昇進モデルと
退職時まで取得する総銀額の推計 (19世紀前半)

退職年齢	年数	退職職階	A：元手銀	B：小遣累計	C：年褒美累計	D：割銀累計	A+B+C+D
17歳	5年	初元一年目	銀 300 匁	銀 一 匁	銀 45 匁	銀 匁	銀 345 匁
18	6	初元二年目	400	—	100		500
19	7	初元三年目	600	190	160		950
20	8	平 一年目	800	400	230		1,430
21	9	平 二年目	900	620	310		1,830
22	10	平 三年目	1,000	850	400		2,250
23	11	平 四年目	1,300	1,090	500		2,890
24	12	平 五年目	1,900	1,340	610		3,850
25	13	相 談 役	2,300	1,610	740		4,650
26	14	筆 頭	2,400	1,910	890		5,200
27	15	上座一年目	4,400	2,260	1,070		7,730
28	16	上座二年目	4,500	2,610	1,070		8,180
29	17	上座三年目	5,500	2,960	1,070	1,125	10,655
30	18	役頭一年目	6,500	3,410	1,070	1,125	12,105
31	19	役頭二年目	7,000	3,860	1,070	1,125	13,055
32	20	役頭三年目	8,000	4,310	1,070	3,225	16,605
33	21	組頭一年目	12,000	5,060	1,070	3,225	21,355
34	22	組頭二年目	12,000	5,810	1,070	3,225	22,105
35	23	組頭三年目	13,700	6,710	1,070	5,925	27,405
36	24	支配一年目	16,500	8,510	1,070	5,925	32,005
37	25	支配二年目	18,900	10,460	1,070	5,925	36,355
38	26	支配三年目	20,000	12,560	1,070	10,200	43,830

出所) 第1表、第8表、第12表から作成。

注) 小遣・年褒美の額は文化12年。割銀については、便宜的に、上座三年目、役頭三年目、組頭三年目、支配三年目に受け取ることとし、1歩当たりの銀額は450匁として計算した。

まず礼証文の例をあげよう。⁽²⁾

御礼手形之事

一 私儀幼少より御店依御介抱是迄無故障御奉公相勤来候処、此度願之通首尾能御暇被仰付、其上御合力左之通

一 銀 八百目 御合力

一 銀 貳百六拾目 年々被下置候御褒美銀

内

一 銀六拾八匁 年々小遣遣越引

右差引ノ九百九拾貳匁残

右之通被下置忝頂戴仕候、則右銀高并私所持着替小道具等迄此度不残御渡被下、慥請取申所相違無御座候、誠為指御奉公も不仕候処過分之銀高被下置難有仕合奉存候、然上者子孫至迄御家之暖簾印を出シ越後屋と名乗、江戸大坂右両所絹布商売者不及申其外御店障りニ相成候商売体堅仕間敷候、且万々一末々ニ至身上不如意ニ罷成候逆も自分任勝手京江戸大坂御同商売方ニ奉公ニ罷出候儀仕間敷候段委細被仰渡奉畏候、若違背之儀御座候ハ、如何様共御構可被成候、其時一言之申訳仕間敷候、右御礼又ハ被仰渡之趣御請旁為後証仍而如件

文化二年丑閏八月

請人 樋口甚助(印)

加藤源七(印)

三井八郎右衛門様

御名代中

御支配人中

これは勤仕八年・平で京本店を退職した加藤源七という手代が、文化二年(一八〇五)閏八月に提出したものである。

この証文の前半においては金銭関係の精算がなされ、後半においては退職後の禁止事項(越後屋の屋号・暖簾印を用い、江戸・大坂で絹布商売をすること、同業他店へ再奉公すること)について遵守の誓約がなされている。

このうち前半の金銭関係の精算の部分では、店から源七に支払われるべき分として、「御合力」すなわち退職銀と「年々被下置候御褒美銀」すなわち年褒美の蓄積分が挙げられている。一方、源七の側の負債としては「年々小遣遣越引」すなわち小遣の赤字分があげられ、これらの差引の結果、結局加藤源七の手元には銀九九二匁が残った。源七はこれを元手に新しい人生に踏出すわけである。

寛政一二年(一八〇〇)から文化七年(一八一〇)の間に越後屋京本店を退職した手代のうち四一名については、礼証文の存在が確認できた。⁽³⁾ その礼証文をもとに、四一名それぞれの、退職銀とそれに加算される小遣・年褒美の実際の額を知ることができ、それを勤務年数の少ない者から並べたのが第19表である。

この表から注目されるのは、以下の点である。

①小遣については、「小遣差引」の欄を見れば、支給分の累積どころか差引赤字になるケースが多いことがわかる(二四例)。特に勤仕一〇年以上の者は例外なく赤字である。これは史料の上では「小遣遣越高引」「小遣遣上高引」等と表現されている。ちなみに差引黒字になるケースは「小遣差引残」「小遣遣残高」等と表現される。

②年褒美については、支給分相当額がきちんと累積されていっていることがわかる。史料の上では「年々被下置候御褒美」「御印」などと表現されている。第18表のC・年褒美累計の推計額とのずれは、第18表の該当期間が寛政二年(一七九〇)から文化一二年(一八一五)までの年褒美減額期間に重なっていることによるものであろう。

③割銀についても、支給分相当額が累積されているとみられる。

すなわち、礼証文の検討からは、年褒美・割銀は退職銀に加算されるものの、小遣についてはほとんど遣われ、多く

の場合却って差引赤字になっており、退職時に手に入れる元手としては、結果的に退職銀相当分か、それを割込む位の額であることがわかる。

(3) 小遣過上

第19表の末尾に記載した、勤仕二四年・支配四年の筒井金兵衛⁽⁵⁾という手代を事例に、少し詳しくみてみたい。第20表と第22表は、筒井金兵衛に支給された小遣・役料、年褒美、割銀についてまとめたものである。

まず、筒井金兵衛に支給された小遣・役料、年褒美、割銀の額と、第7表、第11表、第15表の支給規定との関係について検討してみる。小遣・役料支給について第20表と第7表、年褒美について第21表と第11表を比べてみよう。小遣・年褒美とも、寛政二年(一七九〇)以降は規定通りに支給を受けているが、それ以前についても、実際には寛政二年(一七九〇)の規定に準じた形で支給されていることがわかる。実は、平手代の小遣・年褒美の引下げは寛政二年以前から徐々に行なわれており、寛政二年の時点で仕法としてまとめられたものとみられる。⁽⁶⁾

次に、第19表の礼証文のデータと比較してみよう。⁽⁷⁾

小遣・役料は、第20表から計算すれば、累計で銀一五貫四〇〇匁が支給されていることになるが、第19表では、差引して銀八貫五九八匁四厘の赤字になっている。

褒美銀については、第21表から合計銀七六五匁が支給されたことになっている。これは、年褒美の支給停止後、寛政一一年(一七九九)秋季に、役料の差引勘定に統合されているので⁽⁸⁾、第23表の寛政一一年秋季参照)、第19表には表われない。

割銀については、第22表から三度にわたって合計銀九貫七九〇匁が支給されたことがわかるが、第19表の銀額は九貫

年褒美	割 銀	そ の 他		差引支給額	礼証文
銀 45 匁	銀 匁	銀 43 匁	元服祝儀	銀 388 匁	本 1489-17
45		43	元服祝儀	303	続 344-1
45		43	元服祝儀	388	本 1490-1
95		43	元服祝儀	438	本 1489-17
		43	元服祝儀	393	本 1489-17
				249.8	続 502-1
45				395	本 1489-17
95				445	続 572-2
150		43	元服祝儀	703.58	本 1489-17
95		-489	引負高	-265	続 502-1
95				516.42	続 343-3
95		43	元服祝儀	428.73	続 572-2
150		43	元服祝儀	897.26	続 344-1
95		43	元服祝儀	568	続 343-3
95				663.28	続 502-1
145				745	続 572-2
200		-731.6	引負高	-636.6	続 502-1
<hr/>					
150				833.99	本 1489-17
150				697	本 1490-1
200				668	本 1490-1
205				947.78	続 343-3
260				992	続 581-1
		- 57.86	取替物代	828.14	続 581-1
200				1235.73	本 1489-17
210		-974	引負-1049 匁 別合力 75 匁	129	本 1490-1
				767.48	続 581-1
275		-1534.3	引負高	-1154.21	続 736-1
335				1193.06	続 343-3
420		-2551.7	引負高	-1549.5	本 1489-17
415.3				1146.3	続 344-1
345		- 80.38	賄方取替物代	1445.76	続 572-2
420		-155.05	賄方取替物代	803.45	続 581-1
500				2324	続 502-1
540				1085	本 1490-1
705		-1011.68	賄方取替物高	1758.32	続 581-1
<hr/>					
860	240			3308	続 572-2
745	790			5172.95	続 344-1
1452*5				4787	続 572-2
810	1040			4448	本 1489-17
<hr/>					
	4577			13765.33	本 1489-17
<hr/>					
	9208.6			21610.56	続 581-1

「職階」「退職年月」は「手代元手申渡控」（三井文庫所蔵史料 別 1651）に拠った。
は合力銀 800 匁、* 3 は合力銀 800 匁、* 4 は合力銀 860 匁になっている。* 1、* 2、* 4 は

第19表 京本店手代退職時支給銀額(1800~1810年)

年数	職階	名前	退職年月	種類	銀額	小遣差引
4	初元	片岡 定七	享和 2.11	香奠	銀 300 匁	銀 匁
4.5	初元	神崎 常七	文化 1.7	香奠	215	
4.5	初元	中川 幸七	享和 1.7	合力	300	
4.5	初元	塩津 喜七	享和 3.10	香奠	300	
5	初元	大塚 甚助	享和 2.1	合力	350	
5	初元	饗庭 源六	文化 7.1	合力	350	- 100.2
5	初元	辻 久五郎	享和 4.1	合力	350	
5	初元	脇坂清五郎	文化 5.7	合力	350	
5.5	初元	木寺 佐助	享和 3.10	香奠	350	160.58
6	初元	竹井 久七	文化 7.1	合力	129*1	
6	初元	橋井 万助	享和 3.10	合力	430	- 8.58
6	初元	上野 伊助	文化 5.7	合力	430	- 139.27
6	初元	木村 儀七	文化 1.7	香奠	500	204.26
6.5	初元	伊庭半三郎	文化 2.1	合力	430	
7	初元	西岡 茂七	文化 6.10	香奠	600	- 31.72
7	初元	高谷幸三郎	文化 5.1	合力	600	
8	初元	山本重五郎	文化 7.1	合力	215*2	- 320
6.5	平	村井与五郎	享和 3.10	香奠	500	183.99
7	平	村井 友七	享和 2.2	香奠	650	- 103
8	平	平井 久七	享和 2.1	合力	700	- 232
8	平	田中 佐七	享和 3.10	合力	800	- 57.22
8	平	加藤 源七	享和 4.1	合力	800	- 68
8	平	奥田 源六	文化 3.7	合力	886*3	
8.5	平	広瀬 万助	享和 1.7	合力	860	175.73
8.5	平	鳥居孫七郎	享和 1.7	合力	860	33
8.5	平	山本 嘉七	文化 3.1	合力	800	- 307.52
9	平	宇田清三郎	文化 6.7		-*4	105.09
9	平	大久保伊助	文化 1.7	合力	860	- 1.94
10	平	鈴木源十郎	享和 1.7	合力	1200	- 617.8
10.5	平	上島 新六	文化 1.7	香奠	1300	- 569
11	平	堀 孫三郎	文化 5.1	合力	1300	- 118.86
11.5	平	林 清助	文化 3.1	合力	1500	- 961.5
12	平	小島 友七	文化 6.7	合力	2000	- 176
12.5	平	福岡 清七	寛政 12.7	香奠	2400	-1855
13	平	寺井 庄七	文化 2.1	合力	2500	- 435
14.5	上座 1年	大石友三郎	文化 5.10	香奠	4300	-2092
15.5	上座 2.5年	浅井文三郎	文化 2.9	香奠	4800	-1162.05
17	上座 3年	柴田惣兵衛	文化 4.1	合力	5500	-2165
18	上座 3年	原田三郎兵衛	享和 2.11	香奠	5590	-2992
22.5	役頭 2年	小林彦太郎	享和 3.10	香奠	13000	-3811.67
27	支配 4年	筒井金兵衛	文化 3.10	香奠	21000	-8598.04

出所) 京本店手代礼証文(三井文庫所蔵史料、史料番号は「礼証文」欄に記載)より作成。「年数」注) 1. 「手代元手申渡控」(三井文庫所蔵史料、別 1651)によれば、* 1は合力銀 430 匁、* 2「不埒之筋」により退職した者たちである。
 2. 「その他」の欄の「元服祝儀」には、銀 43 匁の他に白紬 1 疋が含まれる。
 3. * 5は、割銀 765 匁を含む額と推測される。

第20表 筒井金兵衛取得の小遣・役料銀額

年 季	銀 額	職 階	年 齢
天明6午(1786)秋より	銀180匁	(初元三年目)	20歳
天明7未(1787)	(180)	(平一年目)	21
天明8申(1788)春より	190	(平二年目)	22
寛政元酉(1789)	(190)	(平三年目)	23
寛政2戌(1790)春より	200	(平四年目)	24
寛政3亥(1791)	(200)	(平五年目)	25
寛政4子(1792)春より	220	(相談役)	26
寛政5丑(1793)春より	240	(筆頭)	27
寛政6寅(1794)春より	350	上座	28
寛政7卯(1795)	(350)	同二年目	29
寛政8辰(1796)	(350)	同三年目	30
寛政9巳(1797)秋より	450	役頭	31
寛政10午(1798)	(450)	同二年目	32
寛政11未(1799)春より	750	組頭	33
寛政12申(1800)	(750)	同二年目	34
享和元酉(1801)春より	900	同三年目	35
享和2戌(1802)春より	1,200	同四年目	36
享和3亥(1803)春より	1,800	支配役	37
文化元子(1804)	1,950	同二年目	38
文化2丑(1805)	2,100	同三年目	39
文化3寅(1806)	2,400	同四年目	40

出所) 「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本1526)。

- 注) 1. 天明7年・寛政元年・同3年・同7年・同8年・同10年・同12年については前年同額と推定し()を付した。職階について()内は推定。
2. 年齢については史料には記載されていないが、参考のため別途付加した。

二〇八匁六分になっており、両者は全く一致するわけではないが、概ね対応していると言えるだろう。やはり問題になるのは、小遣・役料の赤字である。それはどのように蓄積されていったのか。手がかりとして、手代一人一人について半季ごと小遣差引貸借りと、その累計をまとめた「役料小遣差引貸預留」という史料がある。この史料に記載された筒井金兵衛の記録をまとめたのが第23表である。

第 21 表 筒井金兵衛所得の年褒美銀額

年 季	名 目	銀額	累計	職 階	年 齢
天明 5 巳 (1785) 春 秋	御印	銀 45 匁	銀 匁	初元二年目	19 歳
	別褒美	15			
天明 6 午 (1786) 春	御印	50	110	初元三年目	20
天明 7 未 (1787) 春	御印	60	170	平 一年目	21
天明 8 申 (1788) 春	御印	60	210	平 二年目	22
	未秋小遣引次	-20			
寛政元酉 (1789) 春	御印	65	275	平 三年目	23
寛政 2 戌 (1790) 春	御印	70	345	平 四年目	24
寛政 3 亥 (1791) 春	御印	75	420	平 五年目	25
寛政 4 子 (1792) 春	御印	90	510	相 談 役	26
寛政 5 丑 (1793) 春	御印	100	610	筆 頭	27
寛政 6 寅 (1794) 春	御印	155	765	上座一年目	28

出所) 「総手代年数歳々御褒美留」(三井文庫所蔵史料 本 1545)。

注) 職階・年齢については史料には記載されていないが、参考のため別途付加した。

第 22 表 筒井金兵衛取得の割銀銀額

期 間	期間内役職	歩数	割銀額
寛政 6 年 (1794) ~ 寛政 8 年 (1796)	上座 3 年	2.5	銀 1,250 匁
寛政 9 年 (1797) ~ 寛政 11 年 (1799)	役頭 2 年、組頭 1 年	4.666	2,430
寛政 12 年 (1800) ~ 享和 2 年 (1802)	組頭 3 年	6	2,800
享和 3 年 (1803) ~ 文化 2 年 (1805)	支配 3 年	9.5	3,230

出所) 「三ヶ年歩数控」(三井文庫所蔵史料 別 689-6、別 689-3、本 2039-8、本 2039-6)。

第23表 筒井金兵衛の小遣・役料差引貸預り表

年季	名目	銀額	累計銀額
天明6 午秋	小遣差引預り	+114.59 匁	+ 114.59 匁
天明7 未春秋	小遣過上かし	- 21	+ 93.59
	小遣過上かし	- 41	+ 52.59
天明8 申春秋	小遣差引預り	+ 4	+ 56.59
	小遣差引かし	- 25	+ 31.59
寛政元 酉春秋	小遣差引かし	-112	- 80.41
	小遣差引かし	- 69	- 149.41
寛政2 戌春秋	小遣差引かし	- 66	- 215.41
	小遣差引かし	- 10	- 225.41
寛政3 亥春秋	小遣差引かし	- 31	- 256.41
	小遣差引残り	+ 49	- 207.41
寛政4 子春秋	小遣過上かし	- 93	- 300.41
	小遣差引預り	+ 51	- 249.41
寛政5 丑春秋	過上かし	-209	- 458.41
	小遣差引預り	+ 12	- 446.41
寛政6 寅春秋	小遣差引かし	-115	- 561.41
	小遣差引かし	- 61	- 622.41
寛政7 卯春秋	小遣差引かし	-121	- 743.41
	小遣差引かし	- 76	- 819.41
寛政8 辰春秋	小遣差引かし	-144	- 963.41
	小遣差引過上かし	- 87	-1,050.41
寛政9 巳春秋	小遣差引過上かし	-270	-1,320.41
	小遣差引過上かし	-236	-1,556.41
寛政10 午春秋	小遣差引過上かし	-256	-1,812.41
	小遣差引過上かし	-229	-2,041.41
寛政11 未春秋	小遣差引過上かし	-273.2	-2,314.61
	差引預り	+173.4	
	御印預	+765	-1,376.21
寛政12 申春秋	過上かし	-517.46	-1,893.67
	過上かし	-506.7	-2,400.37
享和元 酉春秋	過上かし	-748.36	-3,148.73
	過上かし	-571.89	-3,720.62
享和2 戌春秋	過上かし	-389.92	-4,110.54
	小遣差引預り	+ 49.02	-4,061.52
享和3 亥春秋	小遣差引かし	-224.4	-4,285.92
	小遣差引かし	-302.56	-4,588.48
文化元 子春秋	小遣差引かし	-293.96	-4,882.44
	小遣差引かし	-198.78	-5,081.22
文化2 丑春秋	小遣差引かし	-403.05	-5,484.27
	小遣差引かし	-317.08	-5,801.35
文化3 寅春	小遣差引かし	-303.18	-6,104.53

出所) 「役料小遣差引貸預留」(三井文庫所蔵史料 本1529、1530、1533)。
 注) 「差引預り」を+、「貸し」を-で表した。

最も注目されるのは、天明六年(一七八六)秋季から文化三年(一八〇六)春季まで四〇季(二〇カ年)のうち、小遣の受給額が消費額を下回り、「差引預り」(差引残り)となったのが八季で、残り三三季は小遣の受給額が消費額を上回り、「小遣過上かし」(差引かし)になっていること。その結果最終的には「過上かし」すなわち店からの借金が、六貫一〇

第 24 表 筒井金兵衛の小遣・役料消費額推計表

年 季	A：小遣	B：差引貸預り	A－B	職 階	年 齢
天明 6 午(1786)	銀 180 匁	+ 銀 114.59 匁	銀 65.41 匁	(初元三年目)	20 歳
天明 7 未(1787)	180	－ 62	242	(平一年目)	21
天明 8 申(1788)	190	－ 21	211	(平二年目)	22
寛政元酉(1789)	190	－ 181	371	(平三年目)	23
寛政 2 戌(1790)	200	－ 76	276	(平四年目)	24
寛政 3 亥(1791)	200	+ 18	182	(平五年目)	25
寛政 4 子(1792)	220	－ 42	262	(相 談 役)	26
寛政 5 丑(1793)	240	－ 197	437	(筆 頭)	27
寛政 6 寅(1794)	350	－ 176	526	上 座	28
寛政 7 卯(1795)	350	－ 197	547	同二年目	29
寛政 8 辰(1796)	350	－ 131	481	同三年目	30
寛政 9 巳(1797)	450	－ 506	956	役 頭	31
寛政10午(1798)	450	－ 485	935	同二年目	32
寛政11未(1799)	750	－ 99.8	849.8	組 頭	33
寛政12申(1800)	750	－1,024.16	1,774.5	同二年目	34
享和元酉(1801)	900	－1,320.25	2,320.25	同三年目	35
享和 2 戌(1802)	1,200	－ 340.9	1,540.9	同四年目	36
享和 3 亥(1803)	1,800	－ 526.96	2,326.96	支 配 役	37
文化元子(1804)	1,950	－ 492.74	2,442.74	同二年目	38
文化 2 丑(1805)	2,100	－ 720.13	2,820.13	同三年目	39
文化 3 寅(1806)	2,400	－ 303.18	2,703.18	同四年目	40

出所) 第 20 表、第 23 表より作成。

第 25 表 京本店名目役手代の
小遣過上かし（享和 3 年）

名 前（職階）	過上かし銀額
藤田清右衛門（支配）	銀 9,151.37 匁
土方次兵衛（支配）	8,898.2
筒井金兵衛（支配）	4,285.92
伊藤 嘉助（組頭）	5,792.47
横江文次郎（組頭）	4,430.02
小林彦太郎（組頭）	3,811.66
山下嘉十郎（組頭）	2,642.88
竹腰三右衛門（組頭）	2,033.51
岡本 伝七（組頭）	2,972.33
能瀬五郎兵衛（組頭）	3,995.69
上坂弥三郎（役頭）	5,303
南 善五郎（役頭）	4,345
中林五兵衛（役頭）	4,766
小椋忠右衛門（役頭）	566.53
安田久右衛門（上座）	1,821.8
辰巳与三郎（上座）	2,722.8
奥村作兵衛（上座）	1,035
長谷川久四郎（上座）	1,178.1
古沢平五郎（上座）	1,496.94
山川文四郎（上座）	1,461
並川 源助（上座）	826.12
浅井文三郎（上座）	540.05
長村 甚七（上座）	1,538

出所）「役料小遣差引貨預留」（三井文庫所蔵史料 本 1533）。

四匁五分三厘にも達している。⁹⁾

第 20 表の小遣・役料の受給の記録と、第 23 表の差引勘定の記録から、筒井金兵衛が、毎年だけだけの小遣・役料を使っていたのかを推計したのが、第 24 表である。ほぼ毎年受給額以上の金額が消費されていることは第 23 表自体からも推定できるが、この表からは、寛政九年、同一〇年、同一二年、同一三年には、受給額の倍以上が使われていることがわかる。特に注目されるのは、小遣・役料の受給額の増加に相應するかたちで、消費額も増加していること。受給額と借入額の限度には対応関係があったとみられる。

右の様な「小遣過上」状況は、筒井金兵衛に限られるものであろうか。そうではないことは第 19 表の「小遣差引」欄を見れば明らかである。この表では、特に上座以上の名目役手代に「小遣過上」が顕著であることが注目される。その

状況を具体的にみるため、文化二年(一八〇五)の時点での京本店住込みの名目役手代の「小遣過上」をまとめたのが、第25表である。これによれば、二三人いた名目役手代の全員が「小遣過上」になっていることがわかる。銀額について見れば、支配人の藤田清右衛門の銀九貫一五一匁余を最高に、上座の浅井文三郎の五四〇匁まで、概ね職階の高低に相応していると言えよう。

(4) 手代の借金事情

手代が小遣をどのように遣ったのか、どのような事由で「小遣過上」すなわち店に借金をつくったのかは、「役料小遣差引貸預留」では詳らかにできない。

手代小遣の差引勘定に関する史料として「役料小遣差引貸預留」のほかに「家内手形帳」があるが、これに記されているのも毎年の差引銀額のみである。ただ「家内手形帳」の巻末に載せられている、三つの証文の控は「小遣過上」に結びつく手代の借金形成の事情を窺わせるものである。以下にそれを掲げる。⁽¹⁰⁾

一金三拾貳両也

右者私不心得ニ而過分之銀高遊所遣ひ仕年々不払相嵩有之難洩ニ付他借仕罷有候処、此度及御聞之儀有之御吟味之上格別之御料簡を以右金高御恩借被成下則借り方へ返済難有奉存候、尤右金高小遣過上之処江御結び私かしニ御立可被下候段畏承候、尔今他借者不及申過分之金銀無益之筋ニ遣ひ申間敷候、為其如件

明和二年酉十二月

石井嘉助(印)

第一の証文は、遊所での費用が高み、他所から借金していることが、店に露見してしまい、その借金を、店から借入れた金で返済した際のものである。店からの借金については「右金高小遣過上之処江御結び私かしニ御立可被下」とあり

「小遣過上」へ付け込みとなつてゐることがわかる。石井嘉助は、京都出身で、寛延三年（一七五〇）入店、明和二年（一七六五）の時点では、勤務一五年・上座役である。

一 銀貳百拾匁也

右者此度中休被仰付候ニ付在所表親類共土産物諸入用等不足ニ付御願申上候処、入用之訳御聞届之上御褒美銀御預之内より右銀高御貸被下儘請取申候、追而指引被成可被下候

明和三年戊五月

人見 藤兵衛

第二の証文は、「中休み」に際して、出身地の親戚等への土産物代とするための借金。中休みとは、奉公期間中に与えられる長期の休暇のことで、江戸店の「中登り」に相当する。人見藤兵衛は、丹波国桑田郡馬路村出身で、宝暦四年（一七五四）入店、明和三年（一七六六）の時点では勤務一二年・平である。この場合の借金は「御褒美銀御預之内」すなわち店に預けてある年褒美から差引されることがわかる。

一 金貳拾匁也

右者宿元近年身上向不如意ニ而甚難決仕、仍而親共連印を以御願書指上候処、格別之御料簡ニ而右金高御恩借被成下親諸共大慶仕候、尤右金高私小遣過上かしへ御結追而御指引可被成下旨承知仕候、以上

明和三年戊四月

田寺 藤七（印）

第三の証文は「身上向不如意」に陥つた「宿元」すなわち実家を援助するための借金である。この借金については「私小遣過上かしへ御結」すなわち「小遣過上」へ付け込みとなつてゐることがわかる。田寺藤助は、京都出身で宝暦

七年(一七五七)入店、この時点では、勤務九年・平である。

これらの証文が載せられた意図は明確にできないが、これらは手代が店に借金をせざるを得なくなった事情を垣間見せてくれる。特に右のうち、第一の遊所での浪費、第三の実家に対する援助については、手代が小遣過上で借金をこしらえる典型的なケースとしてとらえることができるのではないか。⁽¹²⁾

(1) 手代退職時の証文については、三井文庫「第四回史料展示会目録」(一九八六年)を参照。

(2) 「御礼証文」(三井文庫所蔵史料 続五八一―)。

(3) 「手代元手申渡控」(三井文庫所蔵史料 別一六五―)によれば、この期間に、望性銀・合力銀・香奠を支給された手代は六七名を数える。

(4) 名目役手代の累積された年褒美は、小遣・役料の差引勘定に繰り入れられている。この点は後述。

(5) 筒井金兵衛は、安永八年(一七七九)に奉公を始め、文化三年(一八〇六)の一月に病氣療養のため宿下りし、同年九月一日に死去している。委細は「永書 九番」(三井文庫所蔵史料 本一三二)の九月一日の記事を参照。

(6) (安永三年より寛政元年迄惣手代年数々御褒美并小遣建調)(三井文庫所蔵史料 本二二三二)によりみれば、寛政二年の引下げに先立ち、安永五年(一七七六)から一〇年にかけて、徐々に小遣の引下げがなされている。ちなみに初元三年目の小遣が一九〇匁から一八〇匁に引下げられたのは安永一〇年(一七八二)のことである。

(7) 筒井金兵衛の礼証文は以下の通りである(三井文庫所蔵史料 続五八一―)。

御礼手形之事

一 筒井金兵衛儀幼年より御店依御介抱無故障御奉公相勤来候処、去秋より病氣取合御医師方服薬養生仕候得共相変儀無御座、当春下宿養生被仰付、其後療養方色々尽手候得共、其無甲斐当秋死去仕、右之御恩茂報不申段偏残念之儀奉存候、然処右御香奠并相勤候内被下置御褒美銀左之通

一 銀 貳拾壹貫目也 御香奠御目錄高

一 銀 九貫貳百八匁六分 相動候内御褒美銀

又 二拾貫貳百八匁六分

内

銀八貫五百九拾八匁四厘 相動候内小遣遣ひ越高御取引

残而

銀貳拾壹貫六百拾匁五分六厘 此度御渡被下候高

右之通被下置忝頂戴仕候、尤金兵衛所持之衣類夜具小道具等先達而不残私方江御渡被下、慥請取申所相違無御座候、勿論此儀ニ付外より違乱申者無御座候、誠右病氣ニ付御物入等も御座候処其無御厭、御香奠過分被下置難有仕合奉存候、然上者末々迄金兵衛年季法事等之儀懇相吊可申候、尤此末古証文又ハ証文ケ間敷書付等出候共為反古候、右御礼為後証仍而如件

文化三年寅十一月

筒井金兵衛兄

八文字屋惣兵衛(印)

三井八郎右衛門様

御名代中

御支配人中

(8) 「役料小遣差引貸預留」(三井文庫所藏史料 本一五三〇)の筒井金兵衛の項を見れば、寛政一一年(一七九九)秋季に「御印預」として銀七六五匁が繰り入れられている。これは、第21表でみた年褒美の累積分である。

(9) 第19表の筒井金兵衛の「小遣差引」欄は銀八貫五九八匁四厘となっている。これには年々の小遣過上以外の借銀も含まれていると見られるが、詳細は明らかにできていない。

(10) 「家内手形帳」(三井文庫所藏史料 本一四四〇)。

(11) 「上座役承記」「役頭役承記」「組頭役承記」「支配人承記」には、身上不如意の親元を援助するため割銀を引出すことを認める項目がある。「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 統一六八)から当該項目を引用する。

一 親元不如意に有之、勤仕之内兼而屈託仕居申族自然可有哉、若無拗右之訳も候ハ、書付を以支配人江可願候、不得止事筋に聞届候ハ、品ニ寄右割銀之内を以可為遂孝心候、雖然親元心得違ニ而悴勤居候故願候得ハ調候様に存、悴之身上減させ候品不願儀も可有哉、是等を考畢竟奉公ハ忠、親へハ孝、右忠孝を全用ひさせんかため右一条相建候間自分之身上減少ニ而も生前父母不如意ニ而難儀之時者可致孝心答右兩様鑑候上不得止事筋も候ハ、相願可申事

(12) 手代の「小遣過上」はいつごろから見られた事象であろうか。「家内手形帳」(三井文庫所蔵史料 本一四三九)は、享保九年(一七二四)秋季から役頭以下の手代の「小遣過上貸シ」を記しているが、冒頭には宝永二年(一七〇五)から享保三年(一七一八)までの「小遣過上貸シ」を四宝銀から新銀に換算しなおした、手代一人ごとのリストが載せられている。また元禄八年(一六九五)の「家内式法帳」(三井文庫所蔵史料 本九四九、「三井事業史 資料篇一」六九ページ)にも小遣について「定ノ外ニ遣越候ハ、急度遂吟味、分立申分は借シ帳ニ留置可申事」という記載があることから、手代の「小遣過上」自体は一七世紀末まで遡ることができよう。

おわりに

本稿では、三井越後屋京本店の手代が、奉公期間中に受給した小遣・年褒美・割銀について検討を加えた。その結果あきらかにできたことは以下のようにまとめられる。

(1) 小遣・年褒美・割銀について

① 小遣は、毎年、初元三年目以上の手代に支給されるもので、⁽¹⁾ 初元二年以下に支給される「仕着施」の代替物とすれば

生活必要経費として性格付けることができる。銀額は職階に応じて定まっており、職階があがるにつれて銀額も増加する。特に組頭・支配役になると、名目が役料と変わるとともに、銀額も格段に増加する。小遣から役料へという変化は、生活必要経費から、まさに役料Ⅱ役割報酬へと手当の意義付けが変化するものと理解できよう。小遣・役料は、享保九年(一七二四)頃には制度化されていたとみられ、支給規定は元文四年(一七三九)、明和三年(一七六六)、寛政二年(一七九〇)、文化二年(一八一五)の四度にわたって改定された。このうち寛政二年(一七九〇)の改定においては、平手代の小遣の引下げが実施された。

②年褒美は、毎年、上座一年目迄の手代に支給されるもので、祝儀としての性格をもつとみられる。銀額は職階に応じて定まっており、職階があがるにつれて銀額も増加する。小遣と比べれば額は小さい。年褒美の支給規定は、宝暦七年(一七五七)、寛政二年(一七九〇)、文化二年(一八一五)の三度にわたって改定された。このうち寛政二年(一七九〇)の改定においては引下げがなされている。

③割銀は、三か年に一度、上座役以上の名目役手代を対象として行なわれた利益の配分である。歩数は、職階により、詳細に決定されており、享保一六年(一七三一)の規定が一九世紀まで引続き用いられた。

以上、小遣・年褒美・割銀は、いずれも職階に応じて決められた額が与えられ、その額は職階の上昇にあわせて増加している。同一の職階ならば同一の銀額が与えられるのであり、手代の働き具合に対する店の評価が直接銀額に反映するしくみにはなっていない。ちなみに住込み手代の昇進は、奉公を継続している者について見た場合、基本的に勤続年数に応じたいわば「年功序列」的なものであるから、小遣・年褒美の額も「年功」的に上昇するものと言える。このような受給銀額の増加の有様は、現代の我々にはなじみやすいものではあるが、近世社会においては、巨大店舗など特殊な世界に限定されるものと考えている。この点は今後の検討課題としたい。

(2)退職時に取得する銀額について

①標準昇進モデルをもとに小遣・年褒美・割銀の累計を加えた銀額を試算した結果、その累積高は、退職銀の額に相当するほどの大きさであることがわかった。すなわち退職時まで取得する総銀額(退職銀含む)は、大まかに言って、決められた退職銀の二倍ほどになるとみられる。

②しかしながら、礼証文を素材とした検討から、実際には多くの場合、手代退職時の受給銀額は、右の試算表(第18表)の額には及ばないことも明らかになった。それは、小遣の遣い越しによる店への負債(小遣過上)によるものである。

このように小遣過上が一般的に存在するという事態は、巨大店舗の店表の奉公人(手代)についてのイメージに若干の修正を迫るものであった。すなわち店表の奉公人については、退職までは、年褒美は勿論、小遣もなるべく使わず禁欲的な生活を送るといのが理想像だったと考えられるのだが、現実には必ずしもそうではなかったことがわかる。小遣過上の中味については本稿では十分な検討ができなかったが、その用途が遊興の費用であれ、親元への送りであれ、手代たちは、毎年奉公の果実を手にしていった。名目役手代が例外なく小遣過上となっており、その銀額の多寡が職階の高低に対応することから考えれば、店の方も、手代の小遣過上を不可避なこととしてとらえ、限度額の管理を行なっていたと考えざるを得ない。これは店への負債という形ではあるが、奉公の成果の小出しの享受であり、実質的な退職銀前渡しと言えるのではないか。本稿の第一節末尾でも述べたように、二〇代後半から三〇代にかけての手代たちは、営業面における役割の重要性を増す一方で、窮屈な住込みの境遇から脱却しようとする欲求も増加していると考えられるのであり、店側は退職銀や役料の増加によって彼らの引止めをはかっていたと見られる。恒常的かつ多額の小遣過上の容認についても、彼らを店の住込み生活に繋ぎ留めるのに必要な手立てのひとつとして位置付けられるのではないか。

(1) 京本店の決算帳簿類のひとつである「小遣方目録」の中に、「手代小遣」という支出項目が存在する。これについて、本稿第一節で検討した「小遣」と比べておきたい。すなわち「小遣方目録」の「手代小遣」は、①支給対象として数えられている手代の範囲が、役頭以下の手代、すなわち役頭から初元初年目までと見られること（西坂靖「越後屋（本店一巻）店々奉公人数」『三井文庫論叢』一三三号、一九二ページ）、②春季・秋季それぞれに支出として計上されていること、の二点において、本稿第一節で検討した「小遣」とは異なっている。文化一〇年（一八一三）の事例でみれば、春季の「小遣方目録」には「手代小遣高、六拾壹人」として銀九貫六五匁六分八厘、秋季の「小遣方目録」には「手代小遣高、六拾壹人」として銀九貫六三二匁二分二厘が計上されている（『賄目録下付』三井文庫所蔵史料 本一九一〇）。これを一人当たりの年額に換算すると、平均で銀三二六匁余りになる。本稿第7表と比較してみると、これは筆頭から上座に相当する額であり、小遣のみの平均額としては高額であるように見える。「小遣方目録」の「手代小遣」については、本稿で検討した小遣に加えて、年褒美もしくは小遣過上分をも含む額とも考えられるが、この点に関しては未検討である。ちなみに「小遣方目録」では、「手代小遣」にならないで「子供小遣」という支出項目があり、文化一〇年の事例でみれば、春季には「子供小遣高、四拾三人」として銀五一六匁、秋季には「子供小遣高、三拾五人」として銀四一一匁が計上されている。これについても検討できていない。

(2) 西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』、東京大学出版会、一九九〇年）一四七ページ、西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」（『三井文庫論叢』二七号、三二一ページ）。